(趣旨)

第1条 この規則は、山口市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例(平成24年山口市条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 条例第4条から第6条までの規定により駐車施設を附置しようとする者は、駐車施設設置 (変更)届(第1号様式)に別表(ア)の部に掲げる図面を添えて市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合もまた、同様とする。

(駐車施設の規模)

- 第3条 条例第8条の規定により定める駐車施設の規模の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 駐車方法別車路幅及び駐車の用に供する部分は次表のとおりとし、自動車が有効に駐車し、かつ、出入りすることができるものであること。

駐車方法		車路幅(m)	駐車の用に供する部分 (m)
(1)	30°(前進駐車)	3. 5以上	2. 3以上×5. 0以上
角度	45° (")	4. 0以上	
駐車			
,,,,,,	60° (")	4. 5以上	
	6 0° (後退駐車)	4.0以上	
	90°(前進駐車)	9.0以上	
	90°(後退駐車)	5. 5以上	
(2) 平行駐車		3. 5以上	2. 3以上×7. 5以上

(2) 前号の規定は、特殊な装置を用いる駐車施設で自動車が有効に駐車し、かつ、出入りすることができると市長が認めるものについては適用しない。

(特殊装置)

- 第4条 前条第2号の規定による特殊な装置を用いる駐車施設を設置する者は、特殊駐車装置認定申請 書(第2号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請を承認した場合は、特殊駐車装置認定書(第3号様式)により当該 申請者に通知するものとする。

(特例に関する承認)

第5条 条例第9条の規定による駐車施設の設置をしようとする者は、駐車施設附置場所特例申請書 (第4号様式)に別表(イ)の部に掲げる図面を添えて市長に提出しなければならない。承認を受け た事項を変更しようとする場合もまた、同様とする。 2 市長は、前項の申請があった場合において承認の決定をしたときは、駐車施設附置場所特例承認書 (第5号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(身分証明書の様式)

第6条 条例第12条第2項の身分証明書は、第6号様式とする。

(措置命令書の様式)

第7条 条例第13条第2項の措置命令書は、第7号様式とする。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。
 - (合併前の規則の廃止)
- 2 次に掲げる規則(以下「合併前の規則」という。)は、廃止する。
 - (1) 建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則(昭和49年山口市規則第37 号)
 - (2) 小郡町建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則(昭和51年小郡町規則第 10号)

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に、合併前の規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規 則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第2条、第5条関係)

図面の種類		明示すべき事項
(ア) 駐車施設	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び位置
	建築物の姿図	正面図、側面図
	配置図	縮尺、方位、位置、規模、駐車施設内外の自動車の通
		路及び巾員並びに敷地が接する道路の位置及び巾員
	各階平面図	縮尺、方位、間取及び規模並びに駐車施設内外の自動
		車の通路及び巾員
	建築物の駐車場断	縮尺、車路の部分の高さ、駐車部分の高さ
	面図	
(4) 条例第9	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び位置並びに建築物と
条の建築物		の距離

建築物の姿図	正面図、側面図
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物
	の位置並びに敷地が接する道路の位置及び巾員
各階平面図	縮尺、方位、間取及び各室の用途

備考

図面の縮尺

- 1 付近見取図 2,500分の1以上
- 2 建築物の姿図 300分の1以上
- 3 配置図 200分の1以上
- 4 各階平面図 100分の1以上
- 5 建築物の駐車場断面図 100分の1以上